

(第一類 第六号)

(五三三)

第六十八回国会 文 教 委 員 会 議 録 第 十 九 号

昭和四十七年六月二日(金曜日)

午前十一時四十二分開議

出席委員

委員長 丹羽 兵助君

理事 久野 忠治君

理事 西野 洋平君

理事 河野 武夫君

理事 山田 太郎君

理事 有田 喜一君

理事 小沢 一郎君

理事 松永 光君

理事 渡部 恒三君

理事 木島喜兵衛君

理事 山原健二郎君

出席國務大臣

文 部 大 臣 高見 三郎君

出席政府委員

文部政務次官 渡辺 栄一君

文部大臣官房長 井内慶次郎君

文部省初等中等教育局長 岩間英太郎君

文部省大学学術局長 木田 宏君

文部省体育局長 瀧谷 敬三君

文部省管理局長 安嶋 彌君

委員外の出席者

文教委員会調査室長 石田 幸男君

委員の異動

六月一日

辞任

中山 正暉君

松永 光君

森 喜朗君

井野 正揮君

補欠選任

石田 博英君

村上信二郎君

菅野和太郎君

上原 康助君

第一類第六号

文教委員会議録第十九号

昭和四十七年六月二日

同日

辞任

石田 博英君

菅野和太郎君

村上信二郎君

上原 康助君

補欠選任

中山 正暉君

森 喜朗君

松永 光君

井野 正揮君

六月二日

理科教育振興法の一部を改正する法律案(西岡武夫君外四名提出、衆法第三三三号)は撤回された。

本日の会議に付した案件

学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出第八八号)

理科教育振興法の一部を改正する法律案起草の件

文教行政の基本施策に関する件

○丹羽委員長 これより会議を開きます。

文教行政の基本施策に関する件について調査を行ないます。

この際、理科教育振興法の一部を改正する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、先般各党間において御協議願っていたのでありますが、先刻の理事会におきまして、協議がととのい、お手元に配付いたしましたような起草案を作成した次第であります。

理科教育振興法の一部を改正する法律案

理科教育振興法の一部を改正する法律案

理科教育振興法(昭和二十八年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「理科に関する教育」を「理科、算数

及び数学に関する教育」に改める。

第九條第一項第一号中「設備」の下に「(算数又は数学に関する教育のための設備にあつては、義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法律第三三三号)及び公立義務学校整備特別措置法(昭和三十一年法律第五十二号)の規定により国がその経費を負担する教材以外のもの、当該教育のため特に必要なものとする。)」を加える。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十七年度分の補助金から適用する。

2 義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法律第三三三号)の一部を次のように改正する。

第三條中「第九條に規定する経費」を「第九條に規定する理科に関する教育に係る経費」に改める。

3 公立義務学校整備特別措置法(昭和三十一年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第六條中「第九條に規定する経費」を「第九條に規定する理科に関する教育に係る経費」に改める。

理 由

小学校、中学校、高等学校等における算数及び数学に関する教育の振興を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約八億二千五百万円の見込みである。

○丹羽委員長 本起草案の趣旨及び内容につきま

して、便宜委員長から簡単に御説明申し上げま

義務教育諸学校等における理科に関する教育は、去る昭和二十八年に本法が制定されて以来一段と整備充実し、わが国の科学技術の進展に貢献いたしましたことはまことに喜ぶべきことであります。しかしながら、今日の社会の著しい発展に対応するためには、従来の理科に関する教育の振興のみでは十分でなく、これにあわせて算数及び数学に関する教育の充実、振興をはかることが緊要であると痛感するのであります。したがって、政府においてもこのことの重要性にかんがみ、さきに、教育課程の改訂を行ない、当該教育の内容の改善をはかり、かつ、設備の整備に意を用いているところであります。

よって、本法により小学校、中学校及び高等学校等における算数及び数学に関する教育の振興をはかり、もって社会に貢献し得る有為な国民の育成に資せんとする次第であります。

その内容の第一は、理科教育の定義に、新たに算数及び数学に関する教育を加え、当該教育を本法の対象とすることにあります。

第二は、公立または私立の小学校、中学校及び高等学校等における算数及び数学に関する教育のための設備を、本法による国の補助対象にすること、ただし、公立義務教育諸学校における当該教育のための設備で本法による国の補助対象となるものは、義務教育費国庫負担法等により国がその経費を負担する教材以外のもので、当該教育のため特に必要なものとするのであります。

第三は、この法律は、公布の日から施行し、昭和四十七年度分の補助金から適用することであり

ます。

以上が本起草案の趣旨及び内容であります。

本起草案につきまして別に御発言もないようであり、この際、衆議院規則第四十八條の二の規定により、内閣において御意見があれば発言を許します。高見文部大臣。

○高見國務大臣 理科教育振興法の一部を改正する法律案につきましては、近年における算数及び数学に関する教育の重要性にかんがみ、政府といしましては特に異議はございません。

○丹羽委員長 おはかりいたします。

理科教育振興法の一部を改正する法律案起草の件につきましては、お手元に配付の案を委員会の成案とし、これを委員会提出の法律案として決定するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○丹羽委員長 起立総員。よって、さように決しました。

なお、法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○丹羽委員長 御異議なしと認めます。よって、さように決しました。

○丹羽委員長 この際、高見文部大臣より発言を求められておりますので、これを許します。高見文部大臣。

○高見國務大臣 私はこの際、先ごろテルアビブ国際空港におきまして、日本の青年がゲリラ活動を行ない、多数の死傷者を出したことは、まことに遺憾なできごとであり、その犯人の一人がたまたまのところ国立大学の学生であったことにつきまして、国立大学をあずかる文部大臣としてまことに申しわけないことと考えます。

従来とも、学生の暴力行為等については、各大学当局に厳重な注意を繰り返してきたところでありますが、今回の事件の重要性にかんがみ、この際、学籍にありまざる者の指導管理に再検討を加え、長期の欠席者、休学を願ひ出る者等に対しまして指導管理的確に行なうとともに非違を犯した者に対しまして、厳正適切な処置を講ずるよう

今後指導いたしてまいりたいと存じます。

国際上まことに遺憾な事件を起こしまして、たゞいま身元がわかっております岡本公三という学生は、鹿児島大学農学部在学中の者でありまして、林業を専攻いたしております。昨年八月から十一月までは日朝観測を担当いたしまして、非常にまじめに連日この観測を続けておったのでありますが、本年三月休学を一年間いたしたいという申し出をいたしました。この休学の申し出は代理人をもって申し出たのでありますが、代理人の申し出を承知するわけにはいかないというので、大学は一応却下をいたしました。熊本におります元小学校長をやっております実父を招致いたしまして、大学でどうだということをお父様に對して尋ねましたところ、父親は、最近非常に熱心に勉強をしておることだし、ぜひ一年間休学をさせてもらいたいという父親からの申し出によりまして休学の措置をとった。ところが、その後アラブ・ゲリラに参加しておったということがわかったのであります。

私は今朝、鹿児島大学の中村学長を呼んで厳重に注意をいたしておきましが、いづれにいたしましても、国際的信用を失墜することこれは多大きな事件はなかつたと思ひますので、大学の管理運営につきましてはさらに厳重な注意を促してまいりたいと思ひます。

なお、念のために申し上げますが、この岡本の兄というのが一昨年のハイジャック事件でたゞいま北鮮におるのであります。兄の影響があつたか、なかつたかということははっきりいたしません。ただいまのところさような事件が起こつたこと、まことに申しわけないことと存じまして、この際御報告を申し上げます。

○丹羽委員長 学校教育法の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑の申し出がありますので、これを許します。渡部恒三君。

○渡部(恒)委員 私は、いま提案されておる学校教育法の改正案についてお尋ねしたいと思ふのですが、この法律的内容等については、先般の委員会会で管理局長にいろいろおたしたものでありまして、これに関連して基本的な大臣の所信をただしたいと思ひ、きょうの質問をお願いしたのであります。その前に、もちろん基本的なこの法の問題にしても、学園秩序を維持するという問題でありますから関係があるわけでありまして、大臣からいまほどお話をありましたイスラエルの日本人ゲリラの空港襲撃事件であります。この一人が国立大学である鹿児島大学の学生であり、しかもおとうさんは長い間教職をつとめておった小学校の校長先生であつたということから、これは単に外交上の問題あるいは治安上の問題でなくて、国民ひとしく、戦後三十年近く行なわれてきたが国の教育がこのままでのいのかどうなのかということに、先般の赤軍派の問題に、さらにまた加えて大きな問題を投げかけたのであらうと思ふのです。

これはいま大臣からお話がありましたが、休学願を出しておつたということでありまして、しかし大学生というものはかなり社会的な信用を今日まで受けておつた立場であります。私は昭和二十六年から三十年まで学生生活を送つておりましたけれども、学生服を着て歩けば、学生さんなら信用できます。お金を持っておらずとも、宿屋にいつて泊めてもらえらるというほど信用がありました。大学当局というのは、ただ授業の切り売りをするればよいのだというのでは、テレビで教育をしておつたつていいのであつて、大学生という社会的な信用、大学を卒業したという社会的な信用ということを考えれば、社会に迷惑をかけない、社会の役に立つ一人前の人間をつくらせて送り出すというのが大学の基本的な使命である。しかも百万円近い国費を使つて、預かつて、大学の中から一番世の中に迷惑をかける人間がしかも国立大学の中から統々とあらわれてきておるということについて、これはもう、いまのままのこんなことで文部省の教育行政は、いいのかというたいへん世

論がいまわき起こつておるのでありますが、大臣の見解をお聞きたいと思ひます。

○高見國務大臣 御意見まことにござつともであります。御承知のように、大学に対しましては文部大臣の権限は勧告、指導ということだけでありまして、大学の自主性にまかしておる。このことよりあししにつきましては、さきに臨時措置法を制定をいたしました。しかし、これも時限立法でありますので、あと二年しかないのであります。私はいまの大学の姿であるならば、むしろ特別な立法措置を必要とする事態がくるという感じがいたしておるのであります。これがいろんな意味におきまして世間の反発を買ふことも私は承知をいたしておりますけれども、現実の問題はそうであるという事実を踏まえまざる場合には、やむを得ないじゃないかと申し上げざるを得ないのであります。その辺のことは渡部君も御承知をいただけたことだと思ひます。

○渡部(恒)委員 これは大臣、われわれが考えなくちゃならないのは、なぜこういう不祥事件が起こるかという根源をただすと同時に、二度とこういう不祥事件を出さないというところだと思ふのです。そのためにこそ責任の所在を明らかにするということがきつて大事だと思ひます。先般の横濱国立大学の学生の問題のときも私は大臣にお尋ねをしたのですけれども、確かにこれは何万人の学生の中から何人かの不届きな学生が出たということですが責任を云々されるのは気の毒だということですが理由もありました。しかし、二度とそういうことを起こさないようにみんなが努力するというためには、責任の所在を明らかにするということとがきつて大事なんです。かつて一人の気遣いがアメリカ大使館にあれば込んだ。そのためにせつ々しく長い間苦勞して大臣の地位を得た人がすぐ解任しなければならぬという問題が起つた。確かにこれは、一億人いる中で気遣ひが一人おつたということが国家公安委員長の解任となるのでは気の毒じゃないかという意見もありましたけれども、しかしこれは国際的にも責任のけ

じめを明確にする、また二度とそういう事件を引き起こさないようにみんなが努力するというものためには、泣いて馬鹿を切らなければならない、そういうふうな責任を常にとつておる。だから、横浜国立大学でああいう事件が起きたら、当然学長が責任をとるべきでないかということを再三質問し、大臣も同様の意を表したのであります。その後全然責任を感じられておらないで今日まで、またここに、同じ国立大学の鹿児島大学の学生にこういう不祥事件が起こった。これは休学中であるとか何とかいろいろ言いわけはあるかもしれませんが、しかし世間は、やはりこれは国立大学である鹿児島大学の学生であるということと、その身分を扱つておるということとあればこの関係において、これだけ日本が世界じゅうに迷惑をかけておる、また逆に、一億人の人間の中のたった三人ばかりの人間のために、日本人というものが世界じゅうから誤解されるような迷惑をこうむるだけの事件が起こった、その責任をとるのは当然と思うのですが、大臣いかがですか。

○高見国務大臣 今朝、中村学長を私は招致いたしました。そして、極めて厳重な警告をいたしましたのであります。御承知のように、いま一番欠けておるものは、長期欠席の学生ないしは休学の学生に対する処置というものが十分に行なわれておらない、そこに根源があるようにあります。現在在籍中の学生であります。とちどこに——実はちどこにいつておらないところに問題があるのであります。が、今後はちどこに処分させるというたてまえを進めていきたいと思ひますけれども、長期休学の学生あるいはみずから進んで留年を希望する学生、これはいろいろ家庭の事情、経済的な事情等もあるであらうけれども、大体見ておりますと、学生生活家の多くは在学中の単位取得がきつめて低いのであります。今度の岡本というのはどういう経緯であつたかというのを見ておりますが、百三単位までは取つております。百二十四単位を卒業の資格といはしまして百三単位までは取つておるといふことで、田島という担当

の助教の話によりますと、非常にまじめな学生であつた。昨年八月から十一月まで一日も休まずに日朝の統計をとつた。それがどうしてそうなたか、大学当局にもどうも理解がいかないということを書いておるのであります。

大学はもちろぬ責任をとることは当然のことであると思ひます。当然のことではあると思ひますけれども、私は大学の学長に直ちに責任をとらせるよりも、むしろこういうまじめなものの考えをして大学の学長に会つてみて、大学の改革のために非常に懸命な努力をしておられる。たとえば、この大学ではほとんど暴力事件などというものは起こつておりません。ただ偶然一人の学生が暴走したという状態でありまして、むしろ警戒すべきは他大学の問題である。ただ私は、非常に気持ちの上において遺憾千万に思つております。ことは、この三人の青年の手によつて一億国民のこうむつた国際的な信用の失墜というものを、これはおおいがたいものがあるといふことを、私自身も大学を預かる者の一人として非常に責任を感じておる次第であります。

○渡部(恒)委員 これはきょうの朝日新聞ですけれども「このなかに京大理学部を卒業後、同大助手として勤務中過激派グループと接触のあつたAも含まれてゐるのではないかと疑ひも出てゐる。Aは四十五年夏、京大理学部の助教が中近東方面に出張した際、同行したまま行方をくらましてゐる。」云々と出てゐるのですが、まだこれは疑問の段階ですから、どうこう言える段階ではありませぬけれども、これは二、三日中に明らかにされると思ひます。

もしこういうことが事実となるとすると、京都大学といへば国立大学の中でたいへん信用のある大学なんです。が、その助手をつとめておる、またこれは助教がそれを同行して連れていったといふことになれば、当然この事件は助教も補助してゐることになるのです。まだ仮定の問題について大臣にどうこう言うのは無理かもしれせんが、もしこういうことが事実であるとすれば、助

教授にしても大学にしてもこれはたいへんな責任を負わなければならない問題であります。が、いかがですか。

○高見国務大臣 私実はその懸念を持つておりました。昨晩京都大学のはうへ至急に調査するよう指示をいたしました。これはイスマエルともノ一ともはつきり御返事のできない状態でありまして、けれども、もしそういう事態があるとするならば、大学当局の少なくとも教授会が任命したのでありますから、非常に大きな責任問題であるといふことは申し上げるまでもないことである、かように考えております。

○渡部(恒)委員 そこで私は、いまの国立大学の学長の教育に対する社会的な責任感というものが問題になつてくると思ひますが、先般、中教審の新委員の選任にあつた、大臣が非常に新委員の若返りをはかり、また従来からこういうものはおもに古手の官僚を使うために硬直化しておるというふうな批判を卒直に受け入れて、官僚出身者なるべく除いて、広く若返つた民間の意見を教育に反映させるということでもかなり党内の反論等があつたのに、強い態度で臨んでやられた。これは世間が非常に拍手かっさいをもつて迎え、大臣の考え方に共鳴をしたのです。ところが、その後、大臣のせつかつくのそういう意図が完全に突らなかつた。突らなかつたのは、これは東京大学の学長、一橋大学の学長等が、新聞等の解説によれば、一部の偏向した組織等にあやつられてこれを受けたかたのために、せつかつくの大官のすばらしい構想も画竜点睛を欠いてしまつたといふことがいわれておるのです。私は、国立大学の学長という立場であれば、当然国がこれからの教育をどうするかという真剣な討議をする最高の機関としての委員の選任を求められたら、できる限りそれに就任して協力をするといふのが当然であつて、それに就任できないといふのは、教育に対して発言する資格をみずから放てきつておると思ひますが、大臣の見解はどうですか。

○高見国務大臣 これは私は必ずしもそう考えておりません。内話を求める過程において、ある方は受諾されるだろうし、ある方は断られることもあるだろうといふことを予定をいたしておたのであります。たとえば、東大の加藤学長の話がいま出ましたけれども、東大としてはこの構想に対しては全面的に賛成であるという加藤学長からの申し出がありました。だが個人的な理由において、私はひとつ大学の改革の問題に真剣に取り組まいたために、いまこの委員を引き受けるわけにはまいりかねる。一橋大学の都留学長の場合も、せつかつく学長になつたこの機会に、大学の改革のほうに専念をいたしたいという御趣旨でありまして、中教審のテーマについてわれわれは全面的に協力する、全面的に賛成であるという御意見でありました。テーマそのものについて反対だといふ趣旨ではなかつたといふことを御理解をいただきたいと思ひます。

○渡部(恒)委員 その点はわかりました。質問が前後しますが、先ほど私がお尋ねした責任の所在を明らかにするといふ意味で聞いておるのですが、京都大学の経済学部の助手が昭和四十六年八月の埼玉県の自衛隊員殺害事件の首謀者として公開指名手配をされておるといふことが前に起こつておりますが、この助手の身分は現在どうなつておるのか、お尋ねしたい。

○木田政府委員 いま御指摘のごさいしました経済学部の竹本という助手の身分は、現在まだ助手の身分のままになつております。

○渡部(恒)委員 懲戒免職になつてない。そのまゝの身分になつておる。これだけの事件を起こしている者が、大学の助手といふことになればかなりの立場ですよ。それが指名手配されておつて、公然責任をとらせられないでそのまゝになつておる。そういうことは大学局長としていいとお思ひになつていますか。

○木田政府委員 このことは、いま正確な日時を覚えておりませぬけれども、新聞で、そういう事件が起こり、竹本何がしなる者が指名手配になつたといふことを承知いたしました直後に、大学の

事務局長及び引き続いて京都大学の総長を招致いたしました。すみやかに大学として責任ある処置をとるようということを私からも強く申し渡しました。その後、大学の関係者に会う機会がありました。このことについての大学当局の処置を何とか明確にするようにというふうに私からも繰り返し申し伝えております。先般、別の案件でございまして、一番当の中心でありまして経済学部の新学部長が就任のあいさつを兼ねて見えましたとき、重ねてそのことを強く申しました。こうした状態が学内で正常化しない限り、京都大学の教育研究の体制が正常化したとは考えられないではないかということにつきまして、嚴重な意見を向うにも開陳をし、すみやかな措置を学内で御相談いただくようにという注意を申し上げておるところでございますが、今日まで大学内におきまして表に出ました措置がとられていないということについては、私、担当局長としてまことに申しわけないことと思ひます。

○渡部(恒)委員 いまのようなお話を考えてみますと、学園の秩序というものが全く守られていない。戦後何か学園の自由とか独立とか、これはわれわれも大いに主張いたしておりますが、これを何か曲解して、学園の自由と独立ということ、何か学園を無秩序にして、学園に責任ある立場、責任ある仕事を遂行させないように混乱させ、学園の自由と独立という美名のもとに学園の無秩序というものがはかられてきておる。この一つのイデオロギーを背景とした学園の無秩序化、これが単に学生だけでなく、助手とかあるいは助教授とか、学園を運営する側にも無秩序化がある。これが今日社会を悲しませておる無謀な大学生を生み出しておる大きな要因だろうと思ふのです。これは単に大学だけに限らず、小学校、中学校、高等学校、これはまだまだ批判力のない子供を預かっておるのですから、大学の秩序がないことがこれほどの混乱を起こしておることを考えれば、高校、中学、小学校の学園秩序をつくり守っていくということがより一そう重大であるということ

を、われわれはさらに一そう認識するのであります。

今回文部省が提案しておる学校教育法の改正案の趣旨も私もこれだと思ふのです。私は、今度の提案された法案の内容を見て、一体これに反対する理由というものがあるだろうかということを生懸命考へてみた。また、おとといの委員会でも管理局長と一問一答をやりましたが検討してみただけで、まずこれは全く今日の常識の当然のことをやるうとしておるのであって、無理に反対するというような考え方、そういう意図、そういう動機、そのものが今日の間違つた教育問題を起こしておるものと関連なしに考えられないのであります。教頭職というのは何もいまさら始まつたのではあります。私もが小学校に通つておつたころから、学校というものは校長先生がおり教頭先生がおりというのは常識であります。ところが、これを今回文部省が法制化するということなんであります。大臣、何か世間がこれに反対する理由の一つとして、文部省当局の権力による学校管理を押しつける意図等があるというようにお話を言ひますが、この際、世間に対して誤解を避ける意味と、また、大臣がこの教頭職の法制化を提案した率直な趣旨というものを申し述べていただきたいと思ひます。

○高見国務大臣 教頭職に対する超過勤務手当を支給するという制度は、たしか昭和三十三年でありましたか四年でありましたか制定をされました。施行規則でもって管理職手当を教頭に与えるという法律案が、たしか昭和三十三年であつた。私は記憶しておりますが、成立をいたしました。そのときに、いま御指摘のような文教の国家支配だというような意味の強い反対があつたのであります。幸いにこの法律案は成立をいたしました。今日まで管理職手当を支給をいたしておるわけでありまして、いわば教頭職というものはすでに十余年の間ほぼ定型化した形になっておるのであります。こ

れは教諭をもつて充てるといふことになっております。だから、いまさら法制化しなくてもいいじゃないかという御議論も一方にはあると思ひます。けれども、私はこの機会に、すでに定型化しておるところの教頭職という地位を法的な位置づけをする、また、教諭でありまゝ身分の者が教頭に充てられておつて、それが教頭外の教諭にまた格下げされる——格下げでありまゝしょうか、格上げでありまゝしょうか、いづれにしても変わつてくるといふようなことは、教頭の持つておられる地位というものが絶えず不安定なものであるという状態に置くことは、学校管理上決して望ましい姿ではないと思ひますので、私はこの際、これに法的な位置づけを与える教頭職という職を、ひとつ学校教育、学校管理の形態の中に設けたいというのが今回御提案を申し上げておる趣意であります。それによりまして、待遇等の問題についても別途の考え方をしなければならぬであろう。これは私は、教育の国家支配などというふうなうけつけな根性でものを申し上げておるわけはございません。その辺はひとつ御了解をいただきたいと思ひます。

○渡部(恒)委員 何かこの法律が誤解を受けているのは、同じ教職員の中に身分上の差別をつくる、一つの教室の中に、そういう偏見を持つて見られてゐる面がありますが、私は、一つの組織体があれば、役場に町長がおり、助役がおり、あるいは収入役がおり。何人か、二人以上の人間が集まつて一つの組織体で仕事をする場合、おのの最高の責任者、二番目の責任者、三番目の責任者がおらなかつたら、機能として動くことができないのであります。これは、今日のように学校統制合が行なわれて一つの学校が大きくなつてくれば、その必要性はますます大きくなるので、教職員の中から選ばれた教頭、教職員の中から選ばれた校長、そして当然これは校長という学校で一番大きな責任を負わされる立場になれば、多少は待遇上の特典を受ける、あるいは職務上の手当を受ける、あるいは教頭になつても同じことという

ふうに解釈しておるから何でもないことと思つてゐるのですが、何か教職員でなくなつてしまふのだ、今度は教頭職を法制化すると、教職員なんというのと全然身分が違ひ性質のものになつてくるのだ、一つの教室の中に何か身分が違ひものがあるらわれるというふうに誤解されている向きがある。これはいかがですか。

○高見国務大臣 教頭職という地位を与える、しかし教育の仕事は教頭職はやらぬというわけではございません。ただ、勤務時数が変わつてくるという問題はございます。これは学校管理のたてまえ上当然のことだろうと思つております。どうもその辺にいろいろ誤解があるようでございます。けれども、教頭職は教諭の仕事もやつておる、学校管理の仕事もやつておる、ただ法制上教頭職という新しい法的な地位を与える、しかもこれは十数年間の定型化した一つの形のものでありますので、いまさらこれを法制化しちゃうのが悪いという筋は毛頭ないという感じがいたしてゐるの

○渡部(恒)委員 大臣のおっしゃるとおりなんです。もう一つ、反対する考え方の中に、小中学校約四万近くある。これをいまの文部省の言つておる通りに、教頭職というものをこのままつくつて、それには教頭職として専念できるようにする。専念させるということになると、教職員の中からその教頭職の人数だけばかり定数の中であつてしまふので、これを別ワクとして定数を改正するなりなんなり考へていかないと、かえつて教頭職をつくることによって教職活動に穴があくんじゃないかという心配があるのです。これは大臣、いかがですか。

○高見国務大臣 この問題につきましては、教頭職の担当数というものをきめております。したがつて、定数をいふに要するということとは考へておりませんが、しかし御指摘の問題は確かにあると思ふのです。確かにあると思ひますので、今回の措置に伴ひまして、定数法上教頭の定数を別ワクで算定するという問題につきましては、全体的

の定数改善計画との関連を考慮しながら今後慎重に検討してまいりたい、かように考えております。

○渡部(恒)委員 それからも一つ、これは教頭職ということで出たために、何か校長、教頭というのはいくつあるか、古い考え方からいえばえらい人だという観念、上のほうにえらい人を一ぱいづくられると押えつけられるという妙な考え方があつたのであつた、これはいまの説明を聞いておれば一つの役職ですね。当然一つの組織が有機的に機能して責任の分担をして動き回らなければならない、それが校長も大事だ、教頭も大事だ、しかし、それと同様に、私は用務員も、学校給食婦も、あるいは警備員も全く同じように学校の秩序維持、運営のために欠かせない職分なんですね。そういうものも職務として身分を明らかにしていくことではあれば、この法案に対して、何か上から押しつけるのだとか、えらいやつをつくらせて学校の中をどうこうするんだとかいふようなことにつけの反対論が間違ひであるというところを、なお一そう明快にすることができると思ふのですが、大臣はそういうお考えをお持ちになりますか。

○高見国務大臣 確かに、給食婦であるとか用務員、警備員などが学校運営について必要な職員であることは異論はございません。現在でも学校教育法の二十八条で「その他必要な職員」という形で置いておるのでありますが、ただこれをいさぐつ法制化するといふ問題になりますと、その職の定数の標準、財源措置などとの関連を調整していかねなければならぬのであります。今回養護助教諭、講師、実習助手、寮母を法律で規定することとしたしましたのは、これらの四つの職員が教育公務員特例法上、任用、服務、研修等について校長、教諭と同様に取り扱われており、また定数の標準なども定められておるからであります。給食婦、用務員、警備員などを法律で規定することにつきましては、いま申し上げましたような事情がありますので、これは今後の問題として十分

に検討すべき課題である、私はかように考えております。

○渡部(恒)委員 もう一つ、最後にお聞きしておきたいのですが、先ほど私申し上げた竹本助手の問題、今日までこれは責任が明確になつてなかつた。これはまことに遺憾なのでありますけれども、これは考へてみますと、いまの教育公務員特例法によつて、大学の教員は教授会の承認なしには降任、転任、免職などできないことになつてゐるのです。これでは確かにわれわれこの委員会では、大臣けしからぬじゃないか、局長けしからぬじゃないかと幾ら責めてみても、これは大臣の権限、国の教育に対する最高の責任者は大臣だと思ふのです。また、これは役所として国民の教育の最高の責任は文部省だと思ふのです。その大臣あるいは文部省が全然、国立大学の教職を担当してゐる者の人事に対する一切の介入権がないといふことでは、これは全く国民の期待する教育の最高責任者としての任に当たれないと思ふのです。われわれがここで文句を言つてものれんに腕押しに、大臣に権限がないと言われるとそれまでです。から、やはり大臣は、いまの一連の、国立大学から、国民の非常に嘆かわしい不祥事件を起こし、また新しい正しい社会のために好ましくない学生を統々と生み出してゐる、この大学を何とかするといふことに関連して、この法律の抜本改正といふものが必要であらうと思ふのですが、大臣のお考えを最後にお尋ねしたい。

○高見国務大臣 お話のように、この問題につきましては、私は大学自治といふものがやや曲がった形において考へられてきたのが今日の姿ではないかと思ふのであります。制度上文部大臣に解任、免職、停職の権限がございますが、これでは一体いいのかといふことになりまして、私は日本の文教制度のあり方としてこれではいいのではありません。この感じがいたしておるのであります。これは将来の問題として、わが国の文教制度のあり方として考へなければならぬ問題が多分にある。現に指名手配されておる助手の処分すら大学当局

はようやらないという状態では、教育公務員特例法というのはいくつあるかといふことになるわけでありまして、この問題を含めて、やはり将来の問題として考へなければならぬ大きな問題があるといふことを私は信じております。また、そういう方向に皆さんの御協力のもとに大学がほんとうに自覚してくれて、そして大学が大学らしい大学になつてくれれば、文部大臣が口を入れるのは、なるべく入れたくないものであります。このままの状態ではいいとは思へておりません。ぜひ大学の猛省を促しまして、それでもどうにもならないという場合には、いま先生お話しのような方向に考へざるを得ない時代が来るのではないかと。しかし、ただいまのところはあくまでも大学の自治を尊重してやる、これは私は大学教育の基本問題だと思ひますので、できる限りのしんぼうをいたしておるつもりであります。短兵急に、大学はけしからぬから、それじゃすぐに特例法の廃止をやるということを言明する段階ではありせんけれども、将来にわたつてはやはり考へなければならぬ大きな一つの課題であるといふことを申し上げておきます。

○渡部(恒)委員 それではこれで終わります。

○丹羽委員長 文教行政の基本施策に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。三木喜夫君。

○三木喜夫委員 ただいま大臣からお話がありました学生のこうした事件につきましては、私たちがいたしましてもたいへん心を痛めるわけですね。特に犠牲になられた方々に対しましては、私たち文教委員の立場からも、心から御哀悼を祈りたい気持ちでございます。それだけに、この問題に対する原因というものを徹底的に追究する必要があると思ふのです。

〔委員長退席、河野(洋)委員長代理着席〕

同時に、この原因を追求するには二つの立場がある。一つは大学の管理をしつかりやれ、大臣の言われるように、欠席しておる学生、あるいは休校しておる学生に対して総点検をやれ、これも必要だろふと思ひます。こういう立場と、もう一つは、学生に対するところの学校当局として、あるいは文教の行政として何が不足しているのかといふそういう立場でも考へなければいかぬ。だから、強硬な立場と、それからもう一つは愛情を持った立場と、二つから考へなければならぬと思ひます。

そこで、いま大臣に御質問がありましてその答えから私考へてみますと、ちよつと私たちの胸にはまらないのです。お答えをいただいたようではないでいいないような感じがする。と申しますのは、学生のこういう犯罪が、国内だけにとどまらず国際化してきた、これに対するところの今後の対策といふものを、見通しを持って答へていただかなかつたら、まだどんなことが起こるかかわからない。この間はとつともない浅間山荘の事件だ、今回は国際的な問題に発展してゐる、国際的なこ

ういふ悪のルートの中に学生がはまり込んでいく、そういうコースといふものを考へていかなければならぬのではないだろうか。はまらないようにしてやるという愛情を持った考へ方も必要ではないだらうかと思ふのです。学長を処分してみたって、こんなものにとまるものではありせん。そういう立場に立つてひとつお答えをいただきたいといふことと、もう一つお伺いしておきたいことは、平和国家でありますね、武力で外国と交渉するといふようなことをやらない国になつておるはずなんです。そうして、その平和の教育を受けておる学生は、武器だとか弾薬だとか、こういうようなものを持たないはずであります。それがあつて持つのはなぜか。平和国家であつて、平和の教育を受けておる学生があつて反平和の武装をする、武装蜂起をする、一体これは何か。この二つの焦点をひとつ最初に答へていただきたいと思ひます。

○高見国務大臣 私は、戦後二十年間平和教育が

続けられた中で、いまのような暴力学生がわずかながら存在をする、しかもこれが暴走をしておるという事実を、おそく世界じゅうの人が侮つての目をもつて、日本人の正体はそうじゃないかという見方で、戦前の日本軍国主義が依然として日本民族の習性として残つておるという印象を与え、これを、最も懸念をいたしておるものであります。このことは、いかなる場合でも日本では許されない問題であります。また、人類が生活する上においても、絶対にこのことは許されることではないと思ふのであります。

そこで、教育に愛情をということは、これはもう先生おっしゃるまでもない、教育の基調は愛情から出発しなければなりません。なりませんが、もののけじめだけははつきりつけてもらいたいという感じがするのであります。もののけじめをつけないで今日までまいりましたところの教育界というものに、私は本質的な欠陥があったのじゃないかという感じがいたしておるのであります。この機会に私も猛省いたしまして、暴力はあくまで否定するというのが、教育界にも根強くしみ入ることを心から期待いたしております。長い目で見ます場合に、日本民族というものが平和愛好の民族である。それが十九世紀ごろから非常な変わり方をいたしました。二十年前に至つてようやく終止符を打ちました。今度は平和へという歩みを経ておった中でかような事件が起こつたということは、私はひとり大学の教育だけの問題ではないと思つております。私も考えなければならぬのは、教育全体の問題として考えなければならぬ問題であるということを感じておるわけでありまして、

○三木(書)委員 けじめをつけるということについては、先がた質問者に対してお話があったのですから、これはいいのです。これは大臣のお考え、そのまゝ聞きました。けじめをつけることに、国際化するところのこういう犯罪——これは大犯罪ですよ。国際ルートでやっておる犯罪です。人類に対する挑戦というか、平和に対する挑

戦というか、こういうやり方は、単にここでけじめをつけるだけでおさまるかどうか、そういう見通しがあるかどうかということ、長期の見通しをもつて大臣のお考えを聞いておる。大臣は、ことばとしては、侮つて、軍国主義に返つたかというふうな目をもつて見られるということ、遺憾である、教育全体の問題だ、こうおっしゃるんだけれども、それではどうするかということ、けじめをつけるということ、さっきの質問者にもお答えになったように、学長を処分するとか、あるいは指名手配中の助手を免職にするとか、これだけで大型化した学生問題というものはおさまらないだろうという心配を私は持ちますから、幸い教育に非常にたんのうな考えと意見を持っておきたいし、ついでに閣議の中でも、文部大臣としてのお考えをやはり述べてもらわなければいかぬと思ふのです。こういう事件が起こつたから、文教委員会、遺憾でありました、調べてみたらこれこれの者がいままでは大体こういう生態を持つた学生でしたという単なる報告にとどまればならぬと思ふのです。見取り図をわれわれに話してくれぬと困るのですが、その見取り図を聞いておるわけです。

○高見(書)委員 この問題は人間性の問題に根ざしておるということを考えますと、見取り図と申されますけれども、一朝一夕に解決する問題ではないと私は考えております。したがって私も、大学の自治は自治として尊重したいという基本的原則をくずしてはおけません。しかし、このままの姿で現在の大学が推移しておつて、はたして世論は許すであろうかということ懸念いたしておるわけでありまして、これは大学のために懸念をいたしております。また、日本の教育のために懸念をいたしております。文部大臣に教授の任命権がないことは、私はそのこと自体はまことにけつこうなことだと思つております。大学の自治を尊重する意味において、文部大臣はそこまで立ち入らないほうがいいと思つております。しかし、こ

のままの状態では世論ははたして許すであろうということ考えますと、まことに心細い感じがいたすのであります。その点から、ただいま渡部君に私が答え申し上げましたように、好まざることはあるけれども、場合によつてはそういう道も講じなければならぬということをお願いしております。こういう事柄は、一朝一夕に速効的なものはないと私は思います。近代学校制度ができて今年には百年になります。その百年の歩みの中においてもいろいろ変化はございましたが、少なくとも日本人が国際的な舞台において暴力活動を行なうというふうなことは、そう例のないことでありますし、こういう問題が二度も三度も起こることというふうなことは、厳に慎まなければならぬことであると思います。したがって、大学当局に対して猛省を促すということは、私は文部大臣として当然とるべき仕事である、こういう考え方に立つておるわけでありまして、

○三木(書)委員 一朝一夕に片づけられぬ問題だからここで考えるべきじゃないのですか。だから、大学の自治がどうの、あるいは世論は許さぬだろうという、こういう事態だけを言われたら、それは大臣、解決にならぬのですよ。一朝一夕にできぬから、いま考えなければいかぬと思うのです。これから学生は麻薬の組織に引っぱり込まれるかもしれないと思ふのです。これはいまテロの世界に引っぱり込まれたのです。それは大学の自治がどうだとか、世論は許さぬだろうとか、教育百年の何だとかいう話は、ちょっと横へそれでおるようには思ふのです。現実の問題が起こつておるのですからね。それが解決つけれなければならぬとにしかたないかぬと私は思ふ。大学局長もお考えがあるだろうと思ふが、こういう重大な問題に日本の国はぶつかつておるのですから、あとで局長も……

○高見(書)委員 それは先生おっしゃるとおり、私は個々の事象につきましては、一つ一つ責任を

明確にしていきたいと思つております。明確にいたして、事柄の責任についてはけじめをつけるはかないと思ひます。それからまた、個人の責任感を高める以外に方途はないと思つております。個々人の責任を他に転嫁するということ、私の上げ方が悪かつたかもしれない、私は責任を転嫁するということ、持ちつておらんという、これを御承知をいたしたいと存じます。

○木田(書)委員 先般から御指摘もございまして、学内でのいろいろな問題が起こつております。はなはだ嘆かわしい事件が連続をし、それに対する処置が必ずしも十分に通じていない。事柄があまりいまいましいいろいろな問題が次へと連続をしておるという状態がございまして、どうしてこれを是正していくかということにつきまして、いまお尋ねがございまして、端的にこうすればすべてがよくなるというふうな妙策は、大臣もお答え申し上げましたとおり、私は出てこないと思ひますけれども、世界が狭くなりまして、国内だけで起こつたことが世界的な規模で起こる、国内で起るというふうな今日の世界情勢になつてまいりました。そして、日本の青年が、また特に大学の学生が、あつたやうに考えられもしないやうな犯罪を犯すということは、私もほんとうに残念でございまして、

これをどうして是正するかということにつきましては、私見でございまして、やはり冒頭に大臣がお答え申し上げましたとおり、それぞれ立場にある者が、個々のそれぞれの事柄について処理を明確にし、責任意識を高めて、事柄を解決していく以外にはないであらう。大学の中で集団暴力も行なわれるのでございまして、何か別の課題の中にすりかえられてしまふというやうな風潮を是正し、当面の責任の衡にありまして、それが、それぞれの立場に立つて事柄を考え、また非違を犯した者がそれぞれ個人の責任意識として

六

もう一つは、国家それ自体が問題じゃないかと思ふのです。武力は使いません、こういうことを言っておきながら、四次防をどんどん先取りする、武装する、軍備を強化する、これは憲法の中にはないわけなんです。そういう姿勢がそのままでよいのかということが、私の申し上げたい二つ目の問題。そして、学生にはどういうぐあいにそれを説明するのか、これは大学局長としてお話を承りたいと思います。根本的な問題ですから。

それから三つ目に、私、いまここへ来たときに、「現代革新とは」という東大教授の篠原さん

私は、教育というものはこんなものじゃないかと思うんですね。教頭法案を私たちはまだきょうはとやかく申し上げる段階ではありませんから言いませんけれども、そういう秩序さえ保っていけば学校はいいぐあいにく、こういう考え方に一つ問題があると思いますけれども、これはまた後ほど申し上げましょう。愛情というものはこうい

○高見国務大臣 教育の理想とするところは、まさに先生のおっしゃるとおりであります。悪いからこそよくなるまで教育をするというのが教育の理想でなければならぬと思います。ただ学校という一つの組織の中において、組織を維持するためにはやむを得ずその組織にそぐわない者を学校から排除するというのも一つの方法であらうと思うのであります。私も、あなたがおっしゃるように、処分が第一だとは考えておりません。少なくとも教育者の持つ理念の根底はどこになければならぬかと申しますと、どんなよくない子供でありまして、最後までめんどうを見てやるというのが教師の当然とるべき姿であらうと思うのであります。これは教育に携わった人のだれもが考えることであります。悪いからというのではつくり出すのならそれは教育ではないと私は思うのであります。ただし、学校という組織体で、その組織の運営に非常に妨害になって全体の教育に支障を来すという場合には、これはやむを得ず学校から排除をしなければならないという問題が起こつてくると思うのであります。その辺の問題は比重のかね合ひの問題であります。理想論として考えます場合、三木先生のいまのお話、それはまさにそのとおりであると申し上げざるを得ないのであります。

第二点に、その非違を犯した者に対して、ほんとうに愛情を持って育てるべきではないかという御意見に対して、私もそのとおりと思います。宗教あるいは教育の本義というのはそこにあると思ひます。しかし、それで社会の制度ができ上がつていくかと申しますと、私はそうは考えません。教育の制度にいたしましても、世の中のいろいろな制度にいたしましても、あるいは罪を犯した者に

に對します刑事上の政策にいたしまして、社会の諸制度として考えてまいります場合には、宗教家であるならばすべて許されることであつても、社会の制度としては許されないことがたくさんございいます。その意味では、教育の制度を立てていきます場合にも、その制度としてのけじめというもの、それをそれぞれつけていかなければなりません。その点で現在大学の中のいろいろな学生の指導、管理運営の体制、こういうことを見ておきますと、ほんとうの教育論と、それからそれに基づきます大学の制度としての秩序を維持していくというけじめが、事柄によってばかされてしまつておるといふふうに考えております。この点は、やはり一教育者として、自分の子弟に対していろいろ許されることでありまして、一つの公の大学として、大学の学生としてどういふ許されないという学生としてのあり方、大学としてのそれに対する措置のとり方ということはあると思うのです。

ですから、教育者としての教師、あるいは宗教家としての教師が、ほんとうにあたたかい気持ちで許され得ること、それを大学の制度、教育の制度として維持していくためにどういふけじめをつけなければならぬという点の区別は、明確につける努力をお互いにしていかなければならない。いま学生指導の個々の事例その他を個別に聞いておりました、その辺の考え方がややとしますと混乱しておるのではないかと、私どもも感じます。教育者としての責任意識を高めると同時に、それが公の活動、公の教育制度である、あるいは社会における公の秩序を乱すものがあるという場合の責任意識はまた高めていき、その責任を明確にそれぞれがとる、こういう方法で教育制度の運用に当たらなければならぬというふうに考えております。

○三木 委員 これでおきますけれども、話がどうも抽象論でぐるぐる回つておるのですけれども、要するに私が提起したのは三つです。一つは、政治の姿勢も正さなかつたらいかぬだろう。私はその政治の立場で謙虚にものを申ししたはずな

んです。それからもう一つは、平和国家であつて銃を持つというのはおかしいじゃないか、そういうところに問題がある、国にも問題があるんじゃないかということも申ししたのです。それに対するお答えはいただいていないのです。そこで、ちょっと局長、国やあるいはおとなが悪いから、学生なんかはそんな悪いのは見習うべきではない、これはわかるのですけれども、しかしそれを要求することは、おとなとして、あるいは政治家として、行政官としては多少えこひいきじゃないか。身がつてじゃないか。教育の原理は、やはりなすことによつて学ぶのですから、デュイイの思想ではないのですか。そういうことをこちらがちゃんと示範してみせて、それによつて見習うのが教育なんです、小さいときから。一方、師範をするほうがそういう姿勢ではないじゃないか、そういう立場に立つてものを言うておるわけです。

それから、教育に愛情がなければならぬ、そういう抽象的な問題を言うておるのじゃないのです。親と子との断絶がここで現実にあつておるじゃないか、教授と学生との間にやはり断絶があつておるじゃないか、それを埋めるにはどうしたらいいかという具体的な教育をそこに展開をしなければならぬんだということをいま申し上げておるのです。

この三つに対して、いや責任を明らかにせんならぬという堂々めぐりの一番初めの話だけに戻つて——それは私はわかつたというのです。それはよくわかりました。それはやはり教育者としての責任を明らかにせなけれけれども、政治家の姿勢もこの際問題じゃないか。それから、平和国家を志向しながら軍備に移行するところの国の姿勢そのものも問題じゃないかということ、それから教育の一番根元にあるところの愛情の断絶をどうして埋めるかという問題を真剣に考えなければいかぬということも申し上げたのに、お答えはいただけておらぬわけです。もうそれまでにしてください、言いようがなかつたらけつこうですから。

○高見 国務大臣 御指摘の問題はまさにそのとおりであると思ひます。政治の姿勢の問題も、帰するところは教育の問題に帰すると私は思つております。この点では私は、教育の責任というものは政治にも及んでおるということを感じておりました。その点で、先生がいま御指摘になりました点は一々私は同感であります。同感であります。が、この問題は根が深く、非常に深い、民族の歴史に立脚しておるわけでありまして、御承知のように、日本の歴史の中で一番大きな問題は、何と申しましても日本が戦争に敗れたときに、平和主義を断固として打ち立てた。この打ち立てた精神をどこまでも守らなければならぬ。守つていくために何が必要かという感じがいたしておるのではありません。その意味におきましては、私は先生の御意見に全面的に賛成をいたすわけであり

ます。ただ、親と子の断絶あるいは教授と学生との断絶、これらの問題は、人間と人間との問題であります。私は、教育は帰するところ人間と人間との精神の交流によつて生まれるという考え方を持つておるのでありまして、そういう意味から申しましても、どうしてもこの辺で教育界のこういう不幸な事態を一日も早くなくする努力をしなければならぬ。それが制度の上においてやるのはもちろんでありますけれども、制度以上の高い次元でものを考えなければ教育というものは実を結ばないという考え方をいたしておるということ、を、ひとつ御理解いただきたいと存じます。

○河野 委員 山原健二郎君。○山原 委員 こういう事態が再び起らないという保障はないと私は思ひます。戦前戦後の教育を考えた場合、戦前は天皇の名において戦争にかり立てる教育が行なわれておつた。そして異民族を殺すことを平然と行なうような教育が行なわれておつたわけですね。そして戦後を迎えて、学校の先生方の中にも深刻な反省の中から教子を再び戦場に送らないという民主主義教育というものを確立するための努力が、大学から小学校まで行な

われておつたわけです。そういう民主主義的な教育の発展というものを、その後の文部行政の中で一つ一つつぶしてきただけでなく、いろいろな問題の発生する原因があつたのではないかと、いふふうな見方を私はしているわけですね。たとえば、いまから十五年前に勤務評定が出されました。学歴の問題がはげしくなりました。そして試験地獄といふものが生まれてまいりました。そして大学管理制度というのが国会で強行されたという事態が起つてまいりました。こういう過程の中から生まれてきておるような人間破壊、人間性がスポイルされた人間が發生してきておるということ、このところに時期を迎えているのじゃないか。

今度の学生の場合も、確かに鹿児島大学へ入るまでに二回京都大学か何かを受験をして、二回不合格になつておりました。そして二回浪人をしておるといふ、そういう状態です。結局弱肉強食の教育、友だちはどうであつても自分だけのし上がった方がいい、こういう人間関係を失うような教育が、文部行政の中からもじわりと教育の中に持ち込んでおられておるところから人間破壊といふのが行なわれておるのじゃないか。

私はこの歴史的な過程というものを簡単に申し上げましたけれども、このところが重要なところで、だから、そういう人間性が破壊されるような教育制度の中に、自分の意見に賛成しない者は暴力をもってこれを制圧をするという思想が生まれてきています。あるいは外国の、たとえば毛沢東語録の片言隻句が盲信をされて、武器をもって革命をするのだ、鉄砲が政権をつくるのだ、そういう中国革命の一つの毛沢東理論といふものがそのまゝ盲信をされて、それが彼らの論文の中にすばしば出てきているという状態です。要するに、自分の意見に従わない者は暴力をもって制圧をしていく、こういう思想が彼らの各セクトの中に一貫してあるわけです。だから、こういうことがある限

り、これらの事件はこれからさらにエスカレートして出てくるであらうというように私は考えるのです。そういう教育の流れというものを考えたときに、現在文部省として、実際日本の教育がこれでいいのかということをお反省しなければならぬ時期を迎えておるのではないかとこのように思うのです。その点について大臣の見解を伺っておきたいと思ひます。

○高見国務大臣 お話のように、私も反省すべきものは謙虚に反省をいたしたいと思ひます。しかし、いまの学生の暴力集団というものは、これは私から申しますと、学生の暴力集団とは申し上げかねる問題であるような気がするものであります。戦後の教育にいろいろなひずみがあったのであります。戦後の教育に、少なくとも教育は平和主義の教育であつたことは、山原さんもお認めになつておられるのであります。結果において何が起つたかと思ひますと、平和どころか武器を持つて戦うという結果が起つておられます。これは、私は戦後の教育について私も反省しなければならぬ大きな問題であると同時に、国民全体がこの問題について深い反省をしなければならぬ問題ではないかと思ひます。

○山原委員 私は、子供のときから子供たち同士の連帯感というものは、あるいは高等学校へ行き大学へ行つても、学生同士の連帯感というものが育つていけるような民主的な教育こそがほんとうに成長しなければならぬ時期、そして、それは成長しつつあつたと思うのです。それに対して一つ一つ歯どめをかけてきたところに問題があるというように考えております。これは論争の問題であります。

すからこれ以上申し上げません。

もう一つは、やはり私は、泳がせ政策といひますが、そういうものがあつたと思ひます。この前も私は連合赤軍の問題で申し上げましたが、たとえば坂田前文部大臣の発言、経団連の藤井丙午氏の発言、あるいは荒木前国家公安委員長氏の発言、彼らに対してはいたわりの目をもって見なければならぬならぬという最初からの見解というものが、彼らを常にエスカレートさせていった原因になつておられると思ひます。だから、そういう点では、暴力に対してはき然として社会的にもこれを排除していくという思想、さらに学園において教授も教職員も学生も一緒にあつて、学園の中のほんの少数の鉄パイプを持つていゝる暴力を排除するという思想が起つなければ、ただ警官が入つたつて、あるいは文部省が学長の首を切つたつて、問題は処理できないわけですから。そういうことがいま一番大事になつてきておるのではないかと。

この前、連合赤軍の問題で質問しますと——本日は警察関係の者は来ておりませんけれども、たとえば関西四府県、関西における共産党あるいは関西における連合赤軍の合法部隊がある、それとは連絡をとつておるということをして発言をしていられるわけですか。ところが今度の場合を見てみると、合法部隊から非合法部隊に入つていって、その連中が軍団を組織しておるというのがずっと最近の新聞にも出ていられるのでありますけれども、そういう可能性を持った、暴力をもつてやろうとするこの集団と警察が連絡をとつておるというように、なにも重大な問題がある、そのことを私は指摘しておきたいと思ひます。

さらに、先ほど渡部委員のほうから出された竹本の問題でありますけれども、これだつて京都大学の「序章」といふ雑誌があるのです。その「序章」といふ雑誌を出しておるのは京大出版会だと思ひますが、その京大出版会が出しておる「序章」には常に竹本の論文が出ています。ところがその京大出版会に対しては部屋も与えておれば電話も与えておるという状態なんです。この竹本とい

うのはどういふ人物かという、これは読売新聞が書いておりましたように、麻薬販売をやつておる暴力団とのつながりを持つておるということですから、これは単なる学生と助教授とかいふような教育関係者の集団ではなくして犯罪者なものです。その犯罪者に対する態度というものがあまりにも不明確になつておるというところは、私は一つ大きな問題だと思ひます。

もう一つ申し上げておきたいのですが、今度出ました犯人のおとうさんは学校の校長先生をしてもられた。しかもきわめて謹厳な、熊本県の校長先生だといふお話を聞くわけですが、さらに、この前出ました連合赤軍の伊藤和子、この父親も中学校の校長であります。さらにまた加藤兄弟のおとうさんは教頭先生という状態なんです。教育者の子弟、しかもきわめて謹厳な、まじめに教育生活をおくられておる先生の子弟でありますけれども、これは私は非常に因縁を感じるわけでありまして、これを尊敬されておるということを発表されておるというふうな方なんです。いわば戦前からつなげてきた一つの古いタイプの思想性というものをそのまま持ち続け、教師としては謹厳、そして子供に対してはおそらく厳格な父親であつたと思ひます。そういうふうな子弟が、しかもかなり頭脳の優秀な子弟がこういうふうな状態になつておるというわけですね。

そういうことを考えますと、ほんとうの民主主義といふのは一体何か、子供たちの成長にとって一番大事なものは何かということをお私たちは考えましたときに、戦後生まれつうあつたところのあの民主主義的な、子供たちがほんとうに連帯感を持つて、お互いが学力を身につけて前進をしていくという、そういう教育こそを發展させなければ、またこういう事態が起つてくるのではないかと、このことを重ねて感ずるわけですね。この点について大臣の見解を伺いたいのです。

○高見国務大臣 今度の事件、浅間山荘事件の犯人の中に、教職に携つてつづいた業績を残された方の子弟が多いということは、一見まことに奇異な感じが私にもいたしておりますが、一番大きな問題は、おそらくこれらの方々は、戦前の教育に携わられた方々であり、戦後教育のあり方というものについての理解にはあるいは乏しかったかもしれないという感じがいたしております。まことにこのお気の毒だと思ひます。自分の子供がこういう犯罪を犯すということは、身が教育者であるという問題を考えます場合に、とても立つてもいられないという気持ちがおとうさんにはしておると思ひます。おとうさんを責める気持ちには毛頭ございせんけれども、この問題は、ほんとうにお気の毒だと思ひます。いま先生がおっしゃつた連帯感の問題、これをもう少し強調していかなければならぬ面がある。いわゆる個人主義といふ名のものと、個人主義の曲解のもとに連帯意識といふものが欠けておる。だから、自己の主張を通さなければならぬ、自己の主張に反する者は消せばいいというふうな考え方、社会の構成はできないと私は思つておられます。これからの教育につきましても私は、社会全体の構成員として、社会を構成しておる一員としての立場というものをほんとうに理解をさせるという教育に力を注がなければならぬ、これを、一連の事件を通じましてしみじみ感じておるわけでありませう。

○山原委員 これで終わりますが、個人主義の問題を言われましたけれども、真の個人主義は連帯に通ずるわけですね。日本では、卒直にいつて、個人主義そのものがまだ確立されてないといふことを私は感じておるわけなんです。時間がございませぬけれども、真の個人主義が確立される、それは連帯に通じていくという、私もそれはさういふふうに考えて教育を行つてまいりました。で、現在、この前私が取り上げました東京大学の医学部神経科の問題だつてまだ解決はしてないと思ひます。それから現在、それぞれの大学のキャンパスへ入つてみたらかかるのです。殺伐たる

ものですね。いつ襲撃をしてくるかわからぬというような状態。そして、まじめな学生が学園に入れないというような状態があるわけです。教授が学園に入れない、教室に入れないという事態があるわけです。集会を持てばいつ襲ってくるかわからぬという状態にあるわけですね。こういう暴力が甘やかされておる状態ではどうにもならない。学園の自由、学園の自治といったところで、そういう暴力が学園の中で少数派によつてはびこつて、のさばつて、それが甘やかされているという事態では、これは問題の処理はできないと私は思うんです。しかも、それは日本の教育、文化にとつて大きな損害を将来に残すものだとことを考えましたときに、この問題については私どもはさらに真剣に討議をする必要があるんじゃないかというふうに考えます。私の見解は、戦後真に確立されたつあった民主主義教育を、さらに躍進をさせる、前進をさせるという文部行政を確立してもらいたいということを要請しまして、私の質問を終わります。

○河野(洋)委員長代理 小林信一君。

○小林(信)委員 先ごろ大臣は中教審の委員を任命されましたが、その委員の任命をする大臣としての方針、方法、こういうものをこの際われれにお聞かせ願いたいと思います。

○高見国務大臣 私は、過去九回いろいろな答申をいただいておりますが、主として学校制度の問題についての御答申をいただいております。しかも、第九期の答申は、四年の長きにわたつて御検討願いましたいわゆる中教審答申というものが出来まして、これを、これから政府はどういう行政的な感覚のもとに、どういう行政的な処置をとるかということ、これは、これからの問題であると考えておるわけでありまして、今後中教審が取り組むべき課題をどこに求めるかということになりますと、私は、教育、学術、文化の国際的交流というものをテーマにする一つの問題を提起いたしました中教審に御審議を願いたい、こういう考え方を持ったのであります。と申しますのは、い

ろいろな意味におきまして、こういう事件が起こつてみてしみじみ感じるのであります。したがって、世界は非常に距離は短くなりました。したがって、世界各國の芸術、文化あるいは学術、教育等の交流というものが非常に大切な問題になってくるだろうと思ふ。早い話が国連大学の問題にいたしましても、手近な具体的な例でありますけれども、これは幾ら国連で論議をいたしましてもなかなか結論が出ておらない。しかし、日本自身はどうするかという問題も考えなきゃならぬ問題であるというふうな観点から、テーマはそこへ持つてまいりまして、そこへ持つてまいりまして、うと、できるだけ各界各層の御意見を伺うということが必要になってくると考えまして、国際的感覚の豊かな方々をひとつこの際お願いを申し上げたいというので、そういう方針のもとに選考をいたしましたわけでありまして。

○小林(信)委員 その選考方針、選考方、こういう問題だけでも私どもいろいろ意見がありまして、いまでもその過程をいろいろお聞きしたい気持ちにはあつたんですが、時間が得られず残念でございますが、私は、この中教審は、いま何かという文部省では、ただいま中教審に諮問をしておりますとか答申を求めておりますとかというふうなことで、中教審は非常に大事にされる。したがって中教審というものは、いまや国の教育の大事な諮問機関として国民自体も重視しておる状態でありまして。要はこの中教審の委員が、中教審というものがいかに国民から信頼されるかが問題だと思ひます。前の中教審にはだいぶ批判がありました。年寄りが多いじゃないかという、あるいは各層各界を網羅しておらないじゃないかというふうなことから、中教審答申として例の大々的な答申がなされても、これに対してきわめてきびしい批判が出ておる。これを高見文部大臣は十分聞いておいでになって、今回はその国民の要望というふうなものを十分取り入れて人選をされたかと思ひます。しかし、私たちに言わせれば、国民全体から中教審への信頼を十分持つてもらふた

めには、その選考方が文部省の独善あるいは高見文部大臣のひとりがつて、こういうふうなものではなく、広く大ぜいの人が納得していくような方法というものが必要じゃなかったかと思ふんです。たとえばあの政府機関が持つております諮問機関のように、ある一つの集団に、あるいは集まりに、あなたの中からだれか代表を出してくださいというふうな選考方法をする方法もあると思ふんですが、そういうようなこと等が考えられなかったかどうか。私は端的に申します。労働界から代表を選んだというふうなことは、これはもう高見文部大臣が相当画期的な考え方としてこれを遂行されたと思ふんですが、一番大事なのは、教師集団であります教員組合。これはいろいろありますけれども、そういうものから選ぶというふうなことは、私は、高見文部大臣に限つてはやるじゃないかと、こう思つておつたんですが、これは除外をされておりますけれども、何かそれについてお考えがあらうとお聞かせ願いたいと思ひます。

○高見国務大臣 私が労働界から委員を選びましたのは、少なくとも労働界の現役の方だということに差しさわりがあるだろうというところから、一応現役を去られて、しかも現役に影響力のある方を、という考え方で選んだのであります。各界の代表という形で今度の委員は選んだんじゃない。前の中教審が小学校校長会の代表とか高等学校の代表とか中学校校長会の代表などというものを並びにいたしまして、そういう意味で私は日教組をこの際入れるということについては初めから考えておりません。

○小林(信)委員 私が申し上げた各界層の代表というふうな選考方法も一つの方法ではないか申し上げたのは、やはり選ばれた人がいかに国民の信頼を持つかという点を重視したわけでありまして。そういう意味からすれば、高見文部大臣が大臣としてせっかく委員を選ばれたら、日教組ということとは問題かもしれぬけれども、現職の集団、現在

教師集団として存在するそういうものの中から、堂々と人選をするようなものが高見文部大臣個人にはある。しかも、いま世の中がそういう積極的な考え方、行動というものを要求しておるのじゃないか。それを避けるようなところが、この問題を追及するのでもなくて、そういう文部省の姿勢というものが、私は実は今日の大学問題あるいは学生問題、あつた暴力問題とあわせ考えなければならぬという気がするので。

私はこの際、連合赤軍の問題についてその後どういうふうな文部省当局は問題を整理して、どこに問題があるか、今後どういうふうに対処しなければならぬか、その後態も相当に明白になっておりますので、そういう中から文部省としての見解を私はきょう実はお聞きしようと思ふのですが、おそれるそのことは、学長に責任をとらせるとか、あるいは大学の経営管理、こういうものをもつと法的に何か改正をするとかいうようなこともあるのかもしれないけれども、あのときもいろいろ議論がありましたように、そして先ほども話し合ひがありましたように、社会的な断絶、そういうものをなくすことが一番大事だという話が出たのですが、きょうもやはり問題がそこへ行つていって同じように、いかにしてわれわれがそうした断絶をなくすかというところが一番重大だと思ふのです。やはりこの際、日教組の考え方とわれわれ文部省の考え方とはもう断絶があるのだ、話し合ひをしたつてはかたがたないのだというところでどうしていか、あえて接触をする機会をつくり、接触する時点というものをつくつて、そして話し合つていくか、これをやらなければきょうの問題になっておきますこの国際的な暴力事件、私はこういうものは解消できないと思ふのです。そこで文部大臣は意図しているけれども、高見さんは考えておるけれども、何となく自民党とかいまの政府の姿勢とかいうふうなものが大きかったのじゃないかと私はひとり判断をします。大臣はそんなことにはお答えできないかもしれ

○高見国務大臣 私が労働界から委員を選びましたのは、少なくとも労働界の現役の方だということに差しさわりがあるだろうというところから、一応現役を去られて、しかも現役に影響力のある方を、という考え方で選んだのであります。各界の代表という形で今度の委員は選んだんじゃない。前の中教審が小学校校長会の代表とか高等学校の代表とか中学校校長会の代表などというものを並びにいたしまして、そういう意味で私は日教組をこの際入れるということについては初めから考えておりません。

○小林(信)委員 私が申し上げた各界層の代表というふうな選考方法も一つの方法ではないか申し上げたのは、やはり選ばれた人がいかに国民の信頼を持つかという点を重視したわけでありまして。そういう意味からすれば、高見文部大臣が大臣としてせっかく委員を選ばれたら、日教組ということとは問題かもしれぬけれども、現職の集団、現在

ませんが、そこを突き破っていくということは、この際、問題解決をする——これはもう教育の問題じゃない、大学のあり方じゃない、社会風潮なんです。そして世界的な問題であって、その世界的な問題も全世界じゃないのです。アメリカとか、そのアメリカの影響を受けた日本とかいうものが一番いま重大な時点にさらされておると私は思うのです。その場合、アメリカはアメリカ流に行く、日本は日本流に行かなければいけない。制度は何であつてもよい。しかし、教育をする者は日本文化を基盤にしてやっていく。古い日本文化をそのまま踏襲するのではなく、その日本の文化の発展をしていく中でわれわれは教育をしていくということが基本的なものである以上、それをどういうふうに行っていくかというところは、親子とも価値感が違つておるからといつてはうるのではなくて、その接点を見つけていく。そういうことがいま一番教育に要求されておることです。鹿児島大学の学長を呼んで云々という話があつた。それだけで問題が解決するなんということはおそらく文部省も考えておらぬでしょう。そういう社会風潮をどうするかというふうな点から考えていく場合に、私は中教審の選び方なんか、まだまだ文部大臣が口ではこうする、あつるとおつしやつておるけれども、そこまで踏み切らなければ問題解決に出ていったものとは考えられない。これは私の意見ですから、大臣あとで考えがあつたら言つてください。

その一つの例として私は過日大学局長とある大学の問題でもつてお会いしたことがあります。そして、大学の先生にも来てもらつて話をしたことがあります。大学の問題は、われわれがいままでこの場所でも議論したような問題じゃないのです。やはりそういう一般論的なものが解決をしていかなければならぬのじゃないかと思ひました。学長あるいは総長というふうなもの、文部大臣あるいは大学局長としようやう接触しておるのかと思つたら、全然そういうものはつくりだれておらない。大学の学長や総長はその場でもつてか

なことを言つてゐる。文部省のほうでは何とか接触をはかりたくても交流がはかれない。そして、学長は学長でもつて、学内でもつてまず自分の周辺にありまます教授だとかそういう人々と人間的な接触というものを深くやつてゐる。やつていないのです。そこにも断絶がある。その教授と学生の断絶をなくせなかつた。学長も教授あるいは職員とほんとうに胸襟を開いて話をし、学長が大学だけにおさまつてゐるのではなくて、文部省にもしつちやう来て交流をはかる、大臣は大臣で、私のいまのように思ひ切つて、自民党がどうであらうと、政府がどういふ考えであらうと、やはり教育行政官としてはそこまで思ひ切つていかなければ、一切の教育界を動員することはできないと思ふのです。そういう動員の中でこの問題を解決をしていかなければいけないのじゃないか。

私は先日ある大学の問題で詳細話を聞いた。きょうもその話の中の人間が出てきております。問題を起すような人間、そういう人たちは学生とほんとうにひびきあひ合せてやつてゐるわけですか。学生は学生でもつて単位をとつて社会へ出てどういふ地位につく、そういうものからやはり価値観の転換から脱却しております。だから、自分の主義主張というふうなものを強く考える人間は、この人ならばといつて門をたくわけて、人間の接触をはかるうとしておる。たまたまそれがあつた思想を持った先生やあるいは教官であれば、その影響力というのはいくらも強くないわけですか。あるいはそれが連合赤軍をつくつたのかもしれぬ、あるいは今度のあの国際的な暴力行為が生まれたのかもしれぬ、私はそれも考えるのです。だから、問題を起すほうは、どんな人間的な接触を深めていく中でもつて問題を彼らはきわめていく。だから、ときには主義主張と比べれば人間の命などというものはたいしたことではないじゃないか、そういうものが出てくるのかもしれませんが、ところが一方、それを何とか正しな

ばならぬというほうは、お互い大臣は大臣、あるいは学長は学長、教授は教授、それぞれのところでもつていま困つてゐる状態なんです。一歩も目分から抜けることができないような状態なんです。私は、それをまず高見文部大臣あたりは、中教審答申なんかの問題にもそういうところを積極的に見せてもらえんじやないかと思つておつたのですが、残念です。できてもできなくても、それを一歩前進するところに、中教審の姿勢を直す、性格を直すという仕事があつたんじゃないかと思ふのですが、大臣いかがですか。

○高見国務大臣 御指摘のとおり、私も大学の学長とひびきあひ合せて話をする機会が非常に少ないのであります。まあ国立大学の授業料値上げの場合には極秘で教員国立大学の学長とお目にかかつておりますが、非常に少ないことを私も残念に思つております。

ただ大学には一つ文部省に対するアレルギー的な感覚があること、これもまあ当然だと私は思ひますけれども、そういう傾向がなきにしもあらず、むしろあると申し上げたほうがいいんじゃないかと思ひます。この壁を打ち破つて——予算のときは非常に熱心に、大学は文部省へ足をお運びになるようですが、その他の問題については、文部省と提携してなどということはできるだけ避けたいというお気持ちのようであります。が、それではほんとうの、共同して一緒になつて教育というものを進めていくという体制ではないかというのを私も痛感しておるものであります。

将来この問題は真剣に大学当局と——大学と申しますと、大学局では大体事務局長を対象にして議論しておりますが、事務的な問題では私はないと思ひます。ある大学を、私どもの大学ではないまじやう問題に悩んでおるという問題に、それじゃ文部省で金を出すとすればどういふ出し方をしてみようか、あなたのほうではひとつどういふふうに行つてくれんかということ、ざつとばらんに話し合える状態をつくりたいということ

が、実は私は非常に大切な問題じゃないかと思ふのです。

私が日教組の横枝君と会話をいたしましたのも、長い間の断絶を、主義主張は別といたしまして、とにかく現場で子供を預かつてもらつてゐる先生方の団体でございますから、これを抜きにして日本の教育を議論することはできないという考え方でお目にかかることにいたしました。いたしましては、私は小林先生のおつしやるような意味における大学というもののあり方につきましては、大学人に大学を管理していく能力がほんとうにあるのかということをいろいろな大学人に聞いてみますと、実は大学の教授というものは自分の講座の研究に専念するのが本来の姿だという教授もあるのであります。これが日本の教育のある意味においては不幸であり、ある意味においては日本の学術の非常に大きな進歩に貢献した原因であるという感じも私はいたしておりますけれども、少なくとも教育行政の任にありますが私といたしましては、文部省の立場から大学の教育あるいは学長には絶えず接触を持つという姿を何としてもつくりなればならぬと考えておるわけでありまます。そういう意味から申しますと、大学の教官各位が文部省に来ることは、雑談に来るくらいの気持ちでおいで願つて欲しいと思ひます。そういう意味で、教育論議を吹かけてやろうというおつもりでおいでになるような状態をつくること、何よりもいまの状態においては大切じゃないかと考えております。また、そういう状態をつくらなければ、大学と文部省はますます断絶するということでありまますし、この断絶が学長と教授間の断絶であり、教授と学生間の断絶であり、ひいては親と子の断絶になつておるといふのが現実の姿ではないか、こういうふうに考えるわけでありまます。

長い伝統が大学の自治というものはあくまで尊重するというたてまえになつております。したがつて、文部省のお指図は受けない——別に指図しようと思つておりませんが、指図は受け

ないという非常に強いアレルギー症状があることは先生御承知のとおりであります。これはもともと権利だとか義務だとかいう何かがつがつしたようなものでなしに、何とかしてくれ、私の大学ではこの問題で困っている、何とかしてくれというのを、すなおに言っていただけのような事態をつくりたいものだというのが私のいま考えている願ひであります。

○小林(信)委員 もうほんとうに大臣の人間的な面から、あるいは考え方から、われわれしゅちゅめ接してありますから、いまのおこぼの中からも十分うかがえるわけですが、もう大臣という肩書きとかあるいは局長という肩書きとかいうふうなものを除いて、人間としての、そういう各機関の立場という点で人間的な交流、接触というものをうんとやるのが、いまのような問題の大きな解決の力じゃないか。私はそんなに大学局長を信頼しておらなかった。しかし、先ごろの話聞いてみて、実に深いところまで考えてはいるけれども、そういう断絶的なものをもっと解消する機会あるいは方途、そういうものがないというところを、私は第三者として痛感をしたわけですね。それから、大臣がアレルギーというふうなことを言ったんですが、そのアレルギー的なものをこの際どうして打開していくか、それ以外にはないと思います。

それから、大臣から日教組の問題も話がありました。大臣になってからおそらく日教組と接触を—あなたが接触すれば、それが自民党内に大きな波紋を描いて、大臣としても何か苦境に立つようなことをわれわれは陰ながら聞いております。しかし、大臣がそれをやろうとしておられて、先ごろも会われたのを私も聞いております。そしてその内容も、いま学校教育法の一部改正というものが論議されているけれども、世間では単に教頭に反対するんだ、日教組は教頭に反対するんだというふうなことで問題を見ておりますけれども、話し合った大臣には、おそらくそんなものじゃないというふうなことをお考えになられている

と思います。やはりそういうところから事態というものをいい方向へ解決していくことが私は大事だと思うのですが、残念ながらまだ高見文部大臣、もつとやってほしいかと思うのですが、なおそういうものを文部省にしっかりこの際残していただきたいと私は思います。

〔河野(洋)委員長代理退席、委員長着席〕
実は、やはりいま問題になっております問題として、一般質問が許される中で私はどうしても取り上げなければならぬのは、最近、毎日毎日のように学校の児童生徒が光化学スモッグの問題でやられておりますが、これは私はただ光化学スモッグだけの問題でなく、公害に対して文部省がどういうふうに対処してほしいかというところをお願いをし、お話を聞きたいわけですが、時間がありませんので、一方的にしやべらしていただきます。

やはり文部省の責任としては、その発生するあるいは被害を生ずる、害を与えるものに対する研究というふうなものが、これは文部省の大きな仕事だと思えます。そうして、子供たちがそういう被害を受けないようにする対策を講ずることが文部省の仕事だと思えますが、大臣がせっかくおいでですから、この前私はその点について申し上げたんですが、子供の健康を管理する学校の体制というものは、これは教育の大きな分野だと思えますが、それを扱っておりますのは学校医ですね。あるいは歯科医あるいは薬剤師というふうなものが大体健康管理の役職になってこれがきめられております。ところが、その学校医が年間どれくらい報酬で働いているか、大臣は御存じですか。三万か四万で働いている。だから私の県では、先ごろ学校歯科医が歯科医返上の運動を起こしました。ここら辺も考えなければならぬことだし、あるいは養護教諭を各学校に設置しなければならぬけれども、これが完全でないことも事実であります。そういうふうな、医者の問題もだいたいこの委員会では論議されておりますけれども、もつと児童生徒の健康管理をするためにはこの問題をどう

するかというふうなことを積極的に考えていかなければならぬ段階だと思えます。私の願うところでは、学校医というふうなものは、全く生徒全体の健康診断をして、そしてもう診断書というふうなものを全部持つておいて、そして子供の健康管理をしなければならぬが、とてもそんなことはできない。年一回簡単に胸をたたいたり、口をあかししたり、まぶたをひっくり返したりして、それで児童生徒の健康管理は終わりということになっておりますし、それを文部省は黙って見ておいて、きょうのような公害の多い中で、健康管理は十分でございまして私には言えないと思えます。そういう点をこまかく論議しながら御意見を承りたいと思つたのですが、局長に、当面しておきます問題に対してのお考えをひとつお聞きし、それから健康管理全体に対して大臣から御答弁をいただいて、終わらしていただきます。

○澁谷政府委員 先生御指摘の学校における保健管理全般の問題の充実強化につきましては、一応昭和三十何年か……
○小林(信)委員 それはこの前聞きましたから、いまの光化学スモッグというふうな問題でひとつ具体的に御答弁願つて、それから大臣からまとめてお答えを願えればけっこうです。
○澁谷政府委員 今般の問題は、従来の光化学スモッグによる被害と若干違っている傾向がございまして、いま第一次的には東京都の公害局、衛生局でその原因の究明に非常に努力されております。それから、環境庁でもそれを待って原因の究明をやろうとしたしておりますが、いづれにいたしましても、現実に学校の生徒が被害を受けておるわけでございます。東京都の教育委員会とも連絡をとりながら、できる限りのことをやっておりますのでございまして、やはりそういう大気汚染その他による被害のほかに、生徒が最近朝めしを食べてこない、そういう生徒に被害が多いとか、いろいろ御指摘のような保健管理全般につきましてさらにはいろいろ注意しなければならぬ問題があるかと思つております。

○高見國務大臣 小林先生のおっしゃるのはいくつか問題だらうと思ひます。ほんとうに学校医あるいは学校歯科医の処遇というのはいかにしたような処遇で、これで児童の保健を管理ができると私も思つておりません。いわゆる学校保健予算につきましては、ことにこの問題は考え直さなければならぬ時期が来ていると思つておるわけでございます。公害全体につきましては相当の予算を見ております。たとえば管理局で七億幾ら、体育局で一億二千万というふうな予算を見ておりますけれども、実は学校の保健管理の問題につきまして、それじゃ学校医はどうなつておるのか、学校歯科医はどうなつておるのかということになりますと、先生御指摘のとおりでございまして、これではいまの児童生徒の保健管理ができるわけのものではないというところは、私自身も承知をいたしております。御趣旨に沿うて十分検討をいたします。

○丹羽委員長 本会議散会後再開することとし、この際、休憩いたします。
午後一時五十分休憩
〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕

文教委員会議録第十六号 中正誤	
ページ	段行
三三六	「制度」
二二六	「制度」
四三三	○山野説明委員
四三三	○山野説明委員
七三三	その目的
八三三	前文
八四四	意義